

**小松島市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)**

令和6年3月

小松島市

■目次

1. 背景	1
(1) 気候変動、地球温暖化の現状と原因	
(2) 地球温暖化対策を巡る動向	
2. 基本的事項	2
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 温室効果ガスの算定方法	
(5) 計画期間	
(6) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況	5
(1) 温室効果ガス総排出量	
(2) 温室効果ガス排出量の増減要因	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	7
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組	8
(1) 基本方針	
(2) 具体的な取組	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	11
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 本計画の進捗状況の公表	
(4) 年間のスケジュール	
<参考資料>	14
(1) 照明設備のLED導入による省エネルギー量の調査	
(2) 用語解説	

1. 背景

(1) 気候変動、地球温暖化の現状と原因

地球温暖化問題は、影響のおよぶ範囲の広さや深刻さから人類の生存基盤に関わる問題であり、極めて重要な環境問題です。世界的にも平均気温の上昇や海面水位の上昇が既に観測され、国内における近年の集中豪雨の増加や気象の極端現象は温暖化との関連が指摘されています。

2021年8月には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）^{〔※1〕}第6次評価報告書が公表され、第1作業部会報告書において、人間活動の影響で大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、さらに気候システムの多くの変化は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

(2) 地球温暖化対策を巡る動向

1995年から毎年開催されている国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）^{〔※2〕}では、2015年のパリ会議 COP21 において、京都議定書^{〔※3〕}に次ぐ法的拘束力のある「パリ協定」が採択されました。

「パリ協定」では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げ、翌 2016 年に発効しました。

2018年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を 2050年頃に実質ゼロとすることが必要とされています。

我が国では、2021年に地球温暖化対策計画^{〔※4〕}が改定され、2050年カーボンニュートラル^{〔※5〕}の実現に向けて設定した中期目標では、2030年度において、温室効果ガスを 2013年度比で 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな目標も示されました。

翌 2022 年に改正施行された地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）では、2050年までの脱炭素社会^{〔※6〕}の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編^{〔※7〕}に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。

小松島市においても、脱炭素社会の実現に向けた取組をより着実なものとするため、小松島市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を改定しました。

2. 基本的事項

(1) 目的

小松島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」という。）は、温対法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、小松島市が実施している事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画として策定するものです。

◇地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

(2) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、小松島市が自ら実施する全ての事務・事業とします。主な施設については、以下のとおりです。

主な施設		
所管部	所管課	施設名称
総務部	総務課	本庁舎
市民環境部	環境衛生センター	葬斎場
		ごみ処理施設
産業振興部	競輪局	競輪場
保健福祉部	児童福祉課	保育所・認定こども園・児童館
	保健センター	保健施設（保健センター・ミリカホール）
都市整備部	都市整備課	上下水道処理施設
	まちづくり推進課	
水道部	水道課	
教育委員会	生涯学習課	体育館
		公民館
		図書館
	教育政策課	小学校・中学校
		幼稚園

表1 主な対象施設

*所管部課については、2023年度現在のものとします。

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画では、温対法第2条第3項に規定する7種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の4種類の温室効果ガスを対象とします。

なお、小松島市の事業において製造、排出がないパーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)は対象外とします。

種 類	主な発生源
二酸化炭素(CO ₂)	電気の使用や化石燃料(ガソリン・灯油・重油等)の燃焼により発生する
メタン(CH ₄)	廃棄物の焼却、浄化槽の使用等により発生する
一酸化二窒素(N ₂ O)	
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	カーエアコンの使用等により発生する

表2 対象とする温室効果ガス

(4) 温室効果ガスの算定方法

国が示す「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に従い、小松島市の温室効果ガスの排出を伴う活動量を集計し、次の数式により算出します。

$$\begin{array}{c}
 \text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数} \\
 \begin{array}{|c|} \hline \text{エネルギー使用量} \\ \text{一般廃棄物の焼却} \\ \text{など} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{活動量から} \\ \text{温室効果ガス} \\ \text{排出量を} \\ \text{算定する換算値} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{二酸化炭素を基準に} \\ \text{他の温室効果ガスが} \\ \text{どれだけの温室効果が} \\ \text{あるかを示した値} \\ \hline \end{array}
 \end{array}$$

なお、小松島市の温室効果ガス排出は、主に電気の使用によるものです。

電気の使用に伴う温室効果ガス排出量 (kg-CO₂) は、電気使用量 (kWh) × 電力排出係数 (kg-CO₂/kWh) により算出されます。

電力排出係数は、小売電気事業者が販売した一定量の電力を発電する際に排出した温室効果ガスの量を示し、小売電気事業者の電源構成のうち、再生可能エネルギー^{〔※8〕}等による発電比率が大きいほど、数値は小さくなります。

一般に小売電気事業者ごとに電力排出係数の値は異なり、年度ごとでも変化しますが、全国的な再生可能エネルギー導入の取組等により、将来的に減少する見込となっています。

(5) 計画期間

2024 年度から 2030 年度末までを計画期間とします。

項目	年度							
	2013	…	2022	2023	2024	2025	…	2030
期間中の事項	基準 年度			計画 策定	計画 開始			目標 年度
計画期間				—————→			

図 1 計画期間のイメージ

なお、前計画では策定年度の前年度である 2017 年度を基準年度としていましたが、本計画では、国の地球温暖化対策計画や、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（以下「政府実行計画」という。）等の基準年度に合わせ、2013 年度とします。

(6) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、温対法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び小松島市第 6 次総合計画に即し、政府実行計画に準じて策定します。

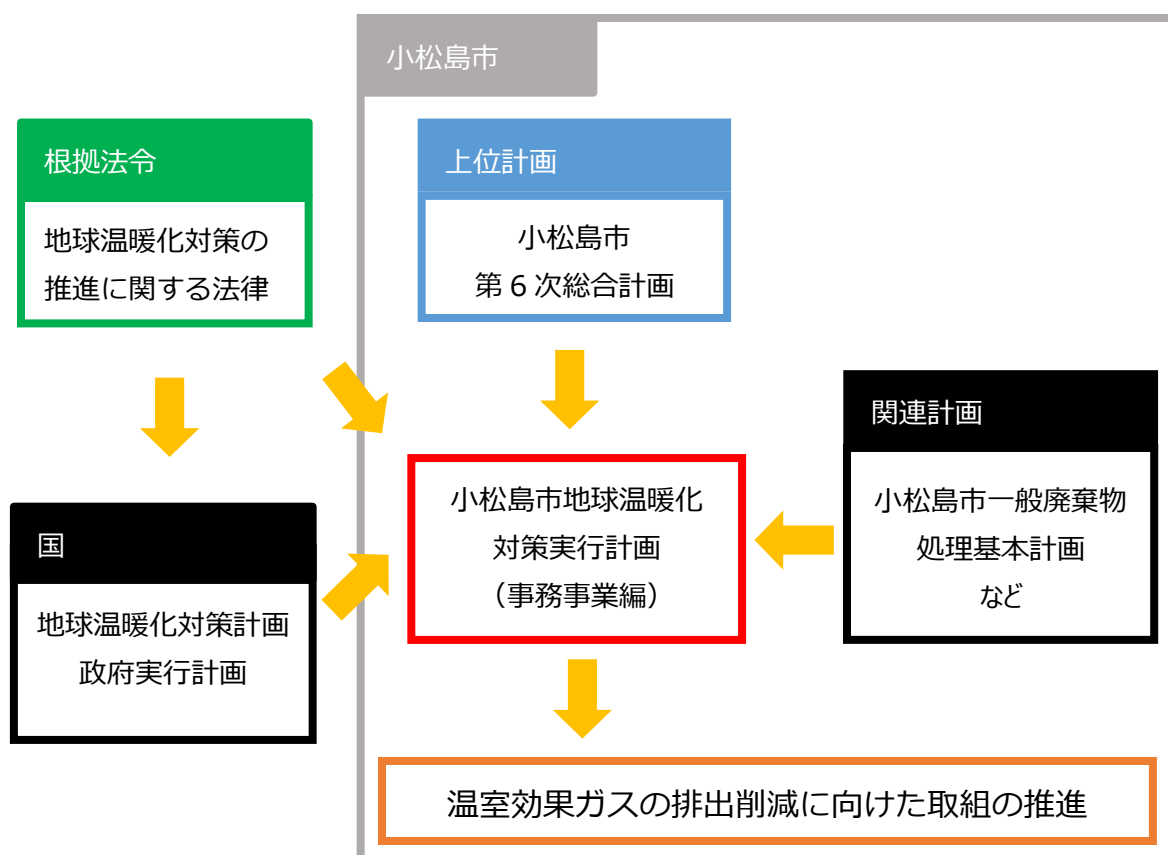


図 2 本計画の位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量

小松島市の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量は、基準年度である 2013 年度に 8,687 t-CO₂ でしたが 2022 年度は 6,086 t-CO₂ になりました。

*2013 年度の値は推計値を含みます。

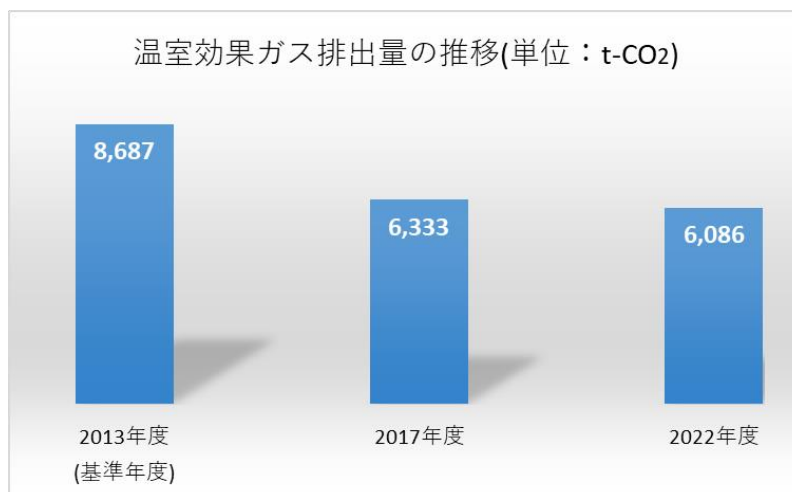


図3 小松島市の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の主な推移

本計画の基準年度である 2013 年度、前計画の基準年度である 2017 年度、本計画の直近データである 2022 年度のデータを比較すると、2013 年度から 2017 年度は約 27%減、2017 年度から 2022 年度は約 4%減となっています。

施設、部門別にみると、ごみ処理施設 25%、水道施設で 20%、ついで学校、図書館など教育施設で 19%、市役所本庁舎 12%などとなっています。

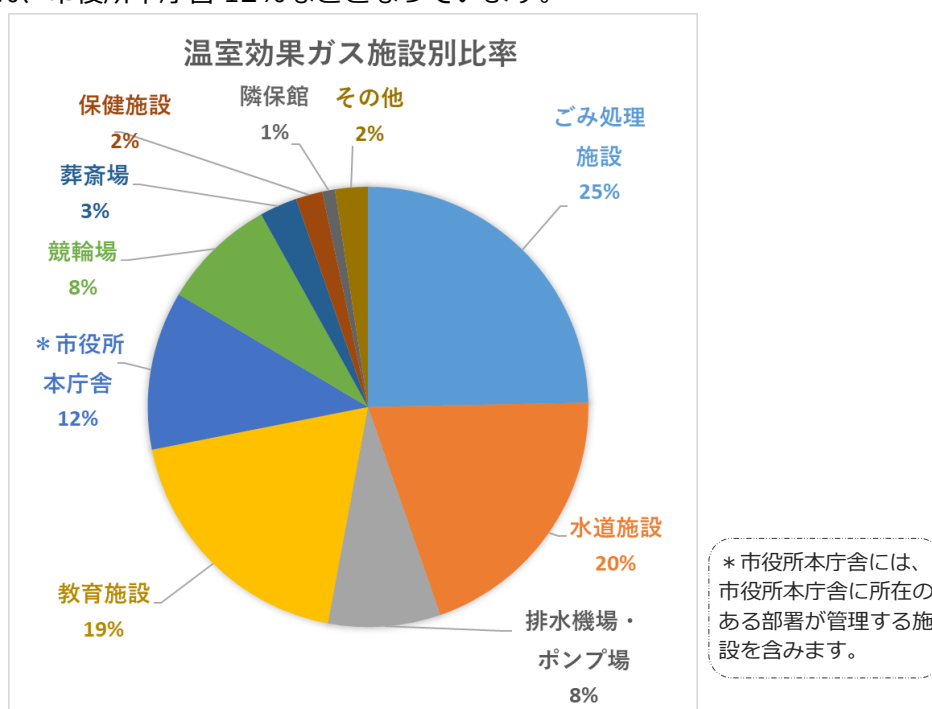


図4 施設、部門別の温室効果ガス総排出量の割合 (2022 年度)

次の図は温室効果ガスの排出源別の比率を示すものです。電気の使用 85%と燃料の使用 9%を合わせると 94%となりますので、温室効果ガス排出削減のためには省エネルギーの推進と、非化石エネルギー^{〔※9〕}への転換をすることが主な課題となります。

なお残りの約 6%はごみの焼却や浄化槽の使用に伴って発生するメタンや一酸化二窒素によるものです。

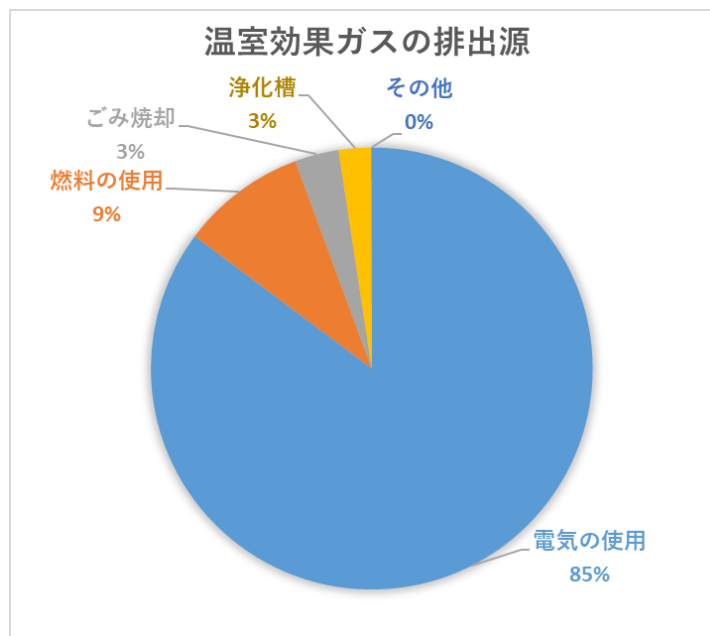


図 5 温室効果ガスの排出源別の割合（2022 年度）

（2）温室効果ガス排出量の増減要因

小松島市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

① 増加要因

- 教育委員会におけるエネルギー使用量の増加
 - ・小・中学校におけるエアコン設備の導入
- 新型コロナウイルス感染対策に伴う空調設備使用量の増加

② 減少要因

- 競輪局におけるエネルギー使用量の減少
 - ・稼働施設の縮小化
 - ・インターネット普及による施設利用者の減少
- 水道局におけるエネルギー使用量の減少
 - ・市の人口減による利用者の減少

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

国は、2021年10月22日に閣議決定した政府実行計画において、「2013年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標とする。」としています。

このことを踏まえ、小松島市の事務事業における温室効果ガス排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で50%削減することを目標とします。

項目	基準年度（2013年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	8,687 t-CO ₂ *	4,344 t-CO ₂
削減率	-	50%

表3 温室効果ガスの削減目標

*2013年度の値は推計値を含みます。

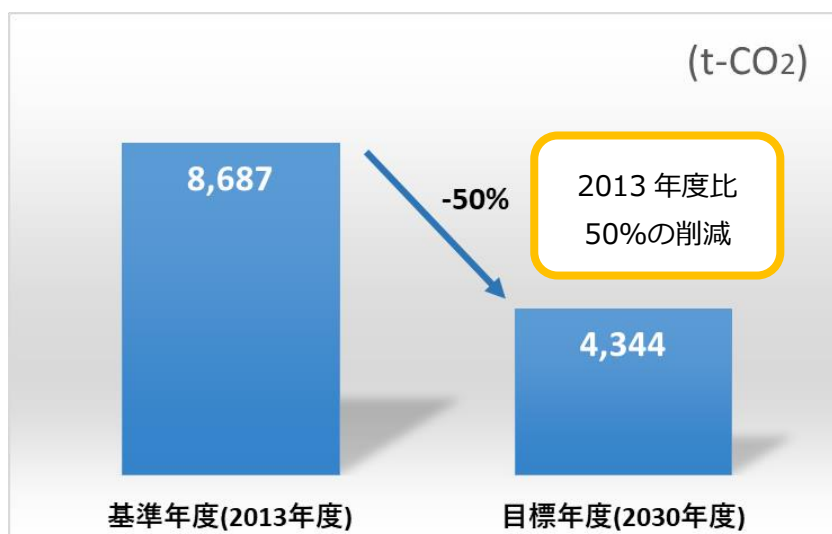


図6 温室効果ガス排出量の削減目標

5. 目標達成に向けた取組

(1) 基本方針

温室効果ガスの排出要因である化石燃料由来のエネルギー^[※10]の使用量について、その使用先の大半は施設内で使用される電気であり、削減対象の約 9 割を占めています。残りの約 1 割は燃料で、主に施設内の空調と公用車の燃料として使われています。

このことから、温室効果ガス排出削減のためには、省エネルギー対策の推進が重要課題となります。

省エネルギー対策は、エネルギー消費設備等の「エネルギー使用の削減」と「エネルギー効率の改善」から成り立っています。

また、削減対象のエネルギーが化石燃料由来のエネルギーであることから、「非化石エネルギーへの転換」も有効な対策です。

省エネルギー対策を推進し、その他様々な取組を並行して進めることにより、目標達成を目指します。

具体的には、稼働状況や行事開催等に左右されにくい、市役所本庁舎の電気使用量について、前年度比 1 %削減を目指して取り組みます。

市役所本庁舎をはじめ、その他対象施設において、次の取組により、温室効果ガスの削減を推進します。

(2) 具体的な取組

①エネルギー使用の削減に関する取組

エネルギー消費設備等の使用自体を削減する取組を行います。

- ・ 帰庁時における OA 機器の電源切断を徹底します。
- ・ 残業時等の不要な照明を消灯します。
- ・ 空調使用時は、適正な設定温度を心がけます。
- ・ 空調使用を必要最小限とするため、クールビズ、ウォームビズの取組を進めます。
- ・ 徒歩や自転車を活用して、公用車の適正利用に努めます。
- ・ エレベーターの適切な使用に努めます。

②エネルギー効率の改善に関する取組

エネルギー消費設備等の使用にあたり、「投入したエネルギーに対し、利用できるエネルギーを増やす」取組を行います。

- ・ LED 器具の採用を進め、単に LED 器具を指定するだけでなく、器具効率を選定要件に含めます。(市有施設の照明器具について、蛍光灯器具から LED 器具に更新した際の省エネルギー効果についてアンケート調査を行いました。調査の結果は参考資料に掲載します。)
- ・ 機器の新設、更新時はエネルギー効率の良い機器の採用を進めます。
- ・ エアコン室内機のフィルターを定期的に清掃します。
- ・ 公用車のタイヤ空気圧調整等の定期点検整備を行う、不要なアイドリングをやめる等、エコドライブ^[※11]の徹底に努めます。
- ・ 公用車の更新時に、電動車^[※12]の導入を検討します。

③非化石エネルギーへの転換に関する取組

太陽光発電等の非化石エネルギーへの転換を目指します。

- ・ 効果的に設置可能な公有地、公共施設に太陽光発電設備等の導入を検討します。
- ・ 非化石エネルギーである再生可能エネルギーによる電力調達について検討します。

④その他の取組

前述の①から③の複合的取組も含め、様々な取組を行います。

また、小松島市では、2022年10月20日に「ごみ減量宣言」を行っており、5R^[※13]を推進し、さらなるごみの減量化に努めることとしています。ごみ問題については、ごみの処理・運搬に多くのエネルギーが使われている等、地球温暖化問題にも深く関係しており、地球温暖化対策としても取り組むべき課題となっています。

ごみ問題の中でも頻繁に問題視されるプラスチックごみの問題については、看過できない問題となっており、国のプラスチック資源循環戦略の基本原則である「3R+Renewable^[※14]」に即して取り組むこととします。

- ・今後予定する新築事業にはZEB^[※15]化を検討し、原則ZEB Oriented 相当以上とし、ZEB Ready 相当以上を目指します。
- ・グリーン購入法^[※16]や環境配慮契約法^[※17]に基づく取組を推進し、コピー用紙等の購入時はエコマーク製品等の環境にやさしい製品の購入に努めます。
- ・物品の再利用や修理による長期利用に努めます。
- ・紙類をはじめとした資源物について、分別の徹底に努めます。
- ・コピー時や印刷時は両面印刷に努め、必要数のみとします。
- ・使用済用紙やミスコピー紙は裏面利用を行います。
- ・電気使用量、燃料使用量の把握、管理に努め、常に削減意識を持つようにします。
- ・日常的に節水を心がけます。
- ・生ごみの堆肥化の促進及び生ごみ処理機等の普及を推進します。
- ・使い捨て製品の使用をできるだけ控えます。
- ・プラスチックに代わる再生可能な素材（木やバイオマスプラスチック^[※18]など）を使った製品の購入を心がけます。
- ・プラスチック資源の分別収集を促進します。
- ・再商品化事業者と連携した廃プラスチックの再資源化を推進します。
（「ボトル to ボトル」水平リサイクル^[※19]の取組など。）

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本計画を推進するために、「小松島市地球温暖化対策推進委員会」を意思決定機関とする推進体制とします。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進担当者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

① 小松島市地球温暖化対策推進委員会

副市長を委員長とし、地球温暖化対策推進委員（各部長等）で構成します。本計画の推進状況の報告を受け、取組方針等の検討・指示を行います。また、本計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 小松島市地球温暖化対策推進委員会事務局

地球温暖化対策所管課課長を事務局長とし、地球温暖化対策所管課職員で構成します。事務局は、推進委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、推進委員会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進担当者

各課及び各施設に1名配置します。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

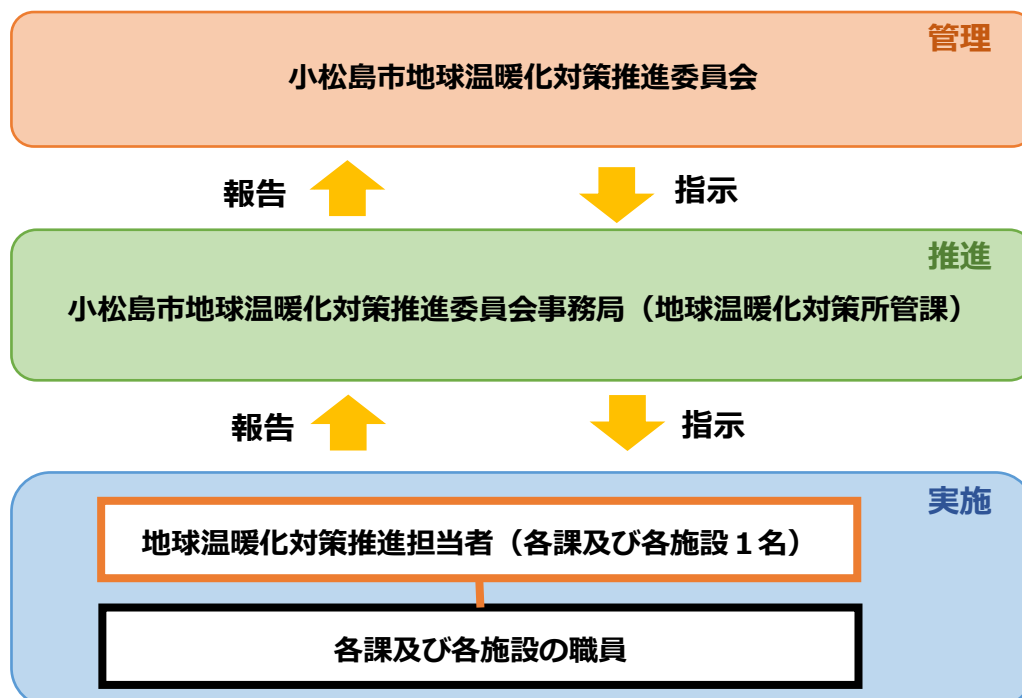


図7 本計画の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

本計画の進捗状況は、推進担当者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して推進委員会に報告します。推進委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

また、必要がある場合には、本計画の改定を行います。

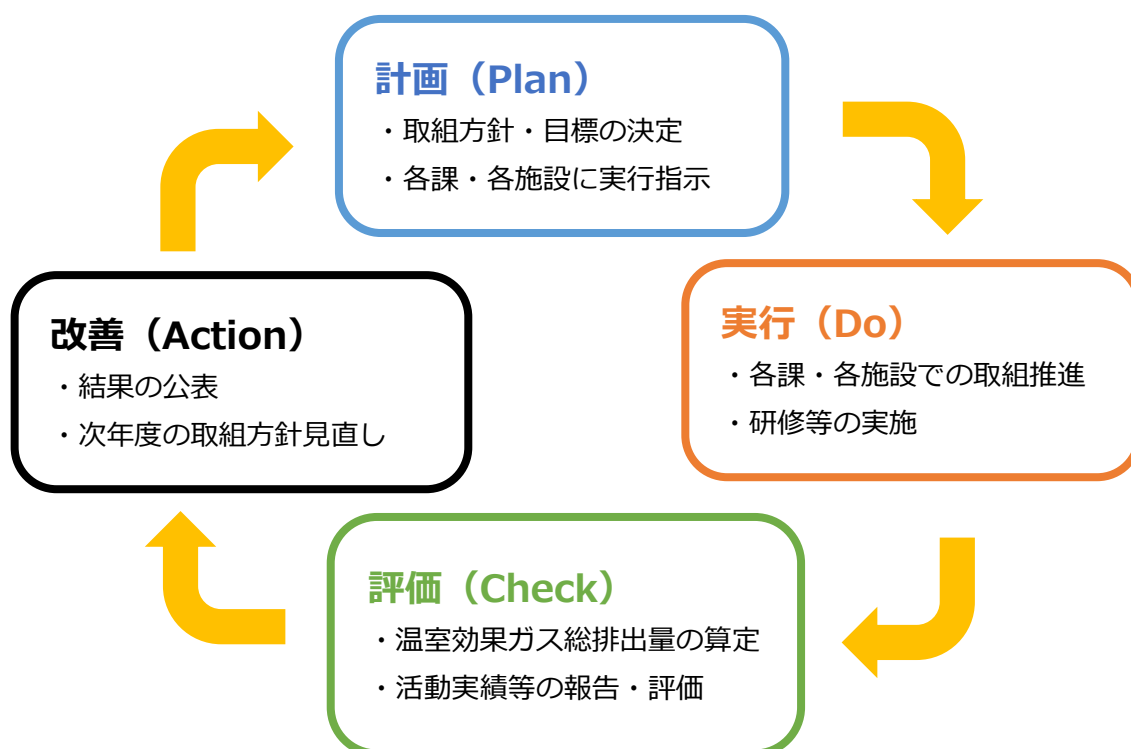


図8 毎年のPDCAイメージ

(3) 本計画の進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、小松島市のホームページ等で毎年11月に公表します。

公表する内容は次の項目です。

- 年間の温室効果ガス排出量及び削減目標に対する達成度
- その他、取組の進捗状況

(4) 年間のスケジュール

月	委員会	事務局	各課
通年		エネルギー使用量、活動量確認	エネルギー使用量、活動量をシステムに入力(1回/月)
4月		各課推進担当者の選出依頼、チェックシート*様式の配布	推進担当者の選出
5月			
6月			チェックシート*に入力・提出
7月		法的報告(省エネ法、温対法)	
8月			
9月		各課ヒアリング	チェックシート*に入力・提出 各課における来年度取組予定の報告
10月	全体会議*の開催	全体会議*の運営	
11月		前年度進捗状況の公表	
12月			チェックシート*に入力・提出
1月			
2月			
3月			チェックシート*に入力・提出

表4 年間のスケジュール

*チェックシート…目標達成に向けた取組内容について、チェック項目を設けたシートを事務局から各課へ配布し、各課より3カ月に1回、事務局へ提出してもらいます。

*全体会議…以下について行うこととします。

①前年度の進捗状況の報告 ②今年度上半期(4月から9月)の進捗状況の報告

③来年度の各課取組予定の報告 ④来年度及び今後の取組方針等の検討・指示 ⑤その他

<参考資料>

(1) 照明設備のLED導入による省エネルギー量の調査

①調査の目的、概要

温室効果ガスの主要な発生源である電気の使用量を削減することが最重要課題と捉え、様々な削減手法を比較検討してきました。一般的な業務用分野の電気エネルギーの使用先には、照明、空調、給湯、事務機器などがありますが、設備の更新による省エネ対策で最も削減率の大きい施策は、照明設備をLED光源を使用した器具に更新することです。一般的な事務室の全般照明(ベース照明器具と呼ばれます)を蛍光灯器具からLED型の器具に更新することで、現状の消費電力を凡そ3分の1に削減することが出来ます。

今後、小松島市の事務事業における温室効果ガスの削減計画を具体化するためには主要な対策による削減効果を客観的に把握していく必要があるため、市有施設における既存の蛍光灯器具をLED器具に交換したときの期待効果を調査する事としました。

ただし、具体的な推計の為には既存の蛍光灯器具の数量や機種、年間の点灯時間等を調査することが必要であり、更にLED器具に更新済の器具は除外して試算する必要があるなど処理が煩雑となり作業量も膨大な量となるので器具の実数把握等による推計は現実的ではありません。

このため市有施設ごとにアンケート形式で削減可能性の調査をすることとしました。この調査では蛍光灯器具の計数は行わずに蛍光灯を使用する居室の面積や年間の点灯時間、LED改修済の器具比率を調べました。

②調査の内容

1. 調査対象：屋内照明設備(蛍光灯器具、LED器具)がある施設、倉庫やトイレなど日常に点灯しない居室は対象外、また屋外照明も対象外としました。
2. 実施時期：2023年11月ヒアリング、12月結果集計
3. アンケート調査票のイメージ

図に示す様に「対象居室の床面積」、「LED器具の比率」、「年間の点灯時間」を回答いただく事で、年間の蛍光灯による電力使用量、蛍光灯器具をLED器具に更新した際に得られる省エネ効果を求めることとしました。

記入欄①（施設全体をまとめて記入する場合）		
照明をする部屋の合計の床面積	LED 器具の比率	年間の平均点灯時間
m ²	%	時間/年

記入欄②（照明面積を使用時間等で分類して記入する場合）			
対象箇所	照明をする部屋の床面積	LED 器具の比率	年間の平均点灯時間
	m ²	%	時間/年
	m ²	%	時間/年

③調査の結果

対象の施設からご回答を頂き、集計した結果で次のような結果が把握できました。

1. 現状での蛍光灯による電力使用量：約 939,000kWh/年
2. 蛍光灯器具を全数 LED 型に更新した際に得られる年間の削減効果は、現状の使用量に対して 7 割程度の削減が期待できるとして：約 657,000kWh/年
3. 小松島市の事務事業における電力使用量全体に対する貢献度、蛍光灯器具全数を LED 型器具に更新した際に得られる削減率：2022 年度の電力使用量 10,089,634kWh に対して、6.5%の削減となります。

④問題点、今後に向けた課題

- ・ 今回の調査では、効率的に削減可能量を求める目的から主要照明以外の設備は対象としておらず、あくまでも概数を求める試みとして行いました。
- ・ 屋外照明、高天井照明器具は対象外としましたが、一定程度の省エネ効果は期待できます。
- ・ アンケート結果に若干のエラー(誤差)が含まれる可能性があります。
- ・ 照明設備による電力消費は、小松島市の事務事業による電力消費に対して 2 割未満と想定され、照明設備以外の設備に対しても今後同様に削減可能性を調査、検討することも必要となってきています。

*次頁に集計結果表を掲載します。

事業所名	居室名	床面積	LED化率	点灯時間	対象面積	現状消費電力	電力量
		m ²	%	時間/年	m ²	W	kWh/年
市役所本庁舎		5,958.5	25	3,000	4,468.9	44,689	134,067
小松島競輪場		16,282.0	4	3,650	15,630.7	156,307	570,521
県前保育所	1階保育室	80.1	0	2,600	80.1	801	2,082
	遊戯室	60.6	0	700	60.6	606	424
	2階保育室	90.5	0	2,100	90.5	905	1,901
	事務室	41.3	0	2,600	41.3	413	1,073
	調理室	23.1	0	2,400	23.1	231	553
泰地保育所	事務室	42.0	0	3,300	42.0	420	1,386
	保育室	138.8	0	2,700	138.8	1,388	3,748
	給食室	42.2	0	2,700	42.2	422	1,140
	乳児室	40.0	0	3,300	40.0	400	1,320
立江保育所	乳児室	37.5	0	1,430	37.5	375	536
	保育室	187.0	0	1,680	187.0	1,870	3,142
	調理室	41.0	0	1,680	41.0	410	689
	事務室	30.5	0	1,430	30.5	305	436
横須保育所	早出・遅出 保育室	55.0	0	2,640	55.0	550	1,452
	上記以外の保育室 ・給食室	248.8	0	2,160	248.8	2,488	5,374
	事務室	38.5	0	2,400	38.5	385	924
さかの認定こども園		448	52	2,520	215.0	2,150	5,419
泰地児童館		86.0	27	1,282	62.8	628	805
中郷児童館	遊戯室A	59.8	0	795	59.8	598	476
	遊戯室B	59.0	0	265	59.0	590	156
	事務室	39.5	0	1,060	39.5 0.0	395 0	419 0
目佐児童館	図書室	36.5	0	2,049	36.5	365	747
	事務室	38.1	33.3	764	25.4	254	194
	遊戯室	37.2	50	304	18.6	186	57
	集会室	48.8	33.3	264	32.5	325	86
保健センター ・ミリカホール		2,083.7	21.4	1,852	1,637.8	16,378	30,332
小松島市水道部庁舎		280.0	100	2,500	0.0	0	0
図書館	1F図書館	588.0	20	2,336	470.4	4,704	10,989
	2F資料展示室	336.0	0	2,044	336.0	3,360	6,868
	3F旧生涯学習課	196.0	0	12	196.0	1,960	24
	3F視聴覚室	196.0	0	264	196.0	1,960	517
教育政策課	小学校(教室)	5,806.0	0	1,200	5,806.0	58,060	69,672
	中学校(教室)	2,226.0	39.6	1,400	1,344.5	13,445	18,823
	幼稚園(保育室)	128.0	0	1,000	128.0	1,280	1,280
	小中幼(職員室)	1,337.0	10.5	2,400	1,196.6	11,966	28,719
	小中(事務室)	78.0	38.5	1,920	48.0	480	921
	小中(給食室)	1,822.0	12.7	1,640	1,590.6	15,906	26,086
	教育庁舎	282.0	100	2,400	0.0	0	0

次頁へ続く

事業所名	居室名	床面積	LED化率	点灯時間	対象面積	現状消費電力	電力量
		m ²	%	時間/年	m ²	W	kWh/年
小松島厚生福祉 解放センター	大会議室	176.0	100	120	0.0	0	0
	図書室	30.0	20	100	24.0	240	24
	事務室	45.0	0	2,500	45.0	450	1,125
	教室	50.0	0	200	50.0	500	100
泰地総合センター	事務室	48.0	0	3,070	48.0	480	1,474
	相談・研修室	48.0	100	1,380	0.0	0	0
	会議室	24.0	0	400	24.0	240	96
	1階交流室	30.0	0	90	30.0	300	27
	調理室	46.0	0	2	46.0	460	1
	2階交流室	61.0	0	180	61.0	610	110
	多目的ホール	156.0	63	360	57.7	577	208
目佐厚生福祉 解放センター	事務室	28.0	0	2,520	28.0	280	706
	学習室	68.0	0	492	68.0	680	335
	和室大広間	9.0	0	312	9.0	90	28
	大会議室	195.0	0	80	195.0	1,950	156
	図書室	47.0	0	122	47.0	470	57
喰味谷老人ルーム	娯楽教養室	20.0	0	1,200	20.0	200	240
	娯楽教養室	20.0	0	100	20.0	200	20
小松島老人いこいの家	大広間	90.7	100	464	0.0	0	0
	会議室	40.0	100	178	0.0	0	0
	和室	44.0	100	78	0.0	0	0
	事務室	12.0	100	960	0.0	0	0
新居見老人いこいの家	会議室	340.2	0	48	340.2	3,402	163
新開会館	会議室	56.3	0	843	56.3	563	474
	大会議室	84.0	0	262	84.0	840	220
	和室	16.4	0	48	16.4	164	8
	事務室	18.0	0	960	18.0	180	173

電力量合計 939,101

*1「床面積」は照明器具を使用する居室の床面積で、「対象面積」は試算上で蛍光灯器具を使用する面積を設定したもの。「対象面積」＝「床面積」×「(100－LED化率)÷100」

*2「現状消費電力」は蛍光灯器具による床面積辺りの消費電力を10W/m²として求めた。

「現状消費電力(W)」＝10W/m²×「対象面積(m²)」

*3「電力量(kWh/年)」＝「現状消費電力」×「点灯時間」÷「1000」

*4「床面積」と「対象面積」は小数第2位を四捨五入、「現状消費電力」と「電力量」は小数第1位を四捨五入している。

(2) 用語解説

[※1] 気候変動に関する政府間パネル (IPCC)

気候変動、温暖化の状況とその影響に対して科学的な見解を各国の政策決定者に提供する国連の組織です。

[※2] 国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP)

地球温暖化の悪影響を防止するための国際的な会議で、1995年から毎年開催されています。

[※3] 京都議定書

国連気候変動枠組条約締約国会議 COP の3回目は京都で開催され、2008～2012年に1990年対比で6%の温室効果ガスの削減を約束する京都議定書が採択されました。

[※4] 地球温暖化対策計画

温対法に基づく政府の総合計画で、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた方針や目標、施策などが纏められています。

[※5] カーボンニュートラル

地球温暖化を食い止めるために、主に温室効果ガスを発生する化石燃料の使用を抑制して実質的な温室効果ガスの「収支」をゼロにすること。

具体的には出来るだけ省エネルギーを行ったうえで、温室効果ガスを排出しないエネルギーへの代替、排出せざるを得ない温室効果ガスは「吸収」や「除去」をすることで実現するとされています。

[※6] 脱炭素社会

「脱炭素社会」に厳密な定義はありません。地球温暖化の原因となった化石燃料に依存する社会構造から脱却する事です。現状は国内、全世界とも同じようにエネルギーの9割近くを化石燃料に頼っています。

[※7] 区域施策編

地方公共団体実行計画とは地方公共団体が温暖化対策のために策定する計画で、地方公共団体所在区域全体に関する「区域施策編」と、地方公共団体の事務及び事業に関する「事務事業編」があります。なお本計画は事務事業編です。

[※8] 再生可能エネルギー

化石エネルギーとは異なり、枯渇せず、利用によって二酸化炭素を排出しないエネルギーの事です。太陽光や風力、水力やバイオマスエネルギーも再生可能エネルギーです。バイオマスエネルギーは燃焼により二酸化炭素を発生しますが、燃料源となる動植物が大気中の二酸化炭素を吸

収めていることから「収支」では二酸化炭素の排出はゼロとなります。

[※9] 非化石エネルギー

石油や石炭、天然ガスなど化石燃料以外のエネルギーのことです。

非化石エネルギーは再生可能エネルギーと原子力エネルギーに分類されます。再生可能エネルギーとは、太陽光、風力などの自然エネルギーと、動植物に由来するバイオエネルギーのことです。

[※10] 化石燃料由来のエネルギー

石油やガス、石炭などの化石燃料を使って作られたエネルギーで、ほとんどの電気や燃料などは化石燃料を元に作られるので化石燃料由来のエネルギーです。太陽光発電で作られた電気やバイオ燃料は非化石エネルギーです。

[※11] エコドライブ

運転方法によって燃費に大きな差が出ます。急発進や急加速を控え、減速時でもできるだけ惰性走行をするなど燃費をよくする運転技術や心がけの事です。このほかにタイヤの空気圧点検や余分な荷物を載せないことも大事なポイントです。

[※12] 電動車

電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）のことです。

[※13] 5R

5Rとは環境に配慮した取組を示す3R（「Reduce：減量」、「Reuse:再使用」、「Recycle：再利用」）に「Repair：修理」と「Refuse：断る」をくわえたものです。

Refuseとはパンフレットや景品など、貰っても使わずに最終的にゴミとして廃棄することになるものを受け取らないことです。

[※14] Renewable

紙やバイオプラスチックなど再生可能資源へ置き換えることです。

[※15] ZEB

エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のことです。ZEBには次の4段階があります。

『ZEB』：一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物

『Nearby ZEB』：ZEB Readyの要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近付けた建築物

『ZEB Ready』：ZEBを見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備

を備えた建築物

『ZEB Oriented』: ZEB Ready を見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物

ZEBの定義

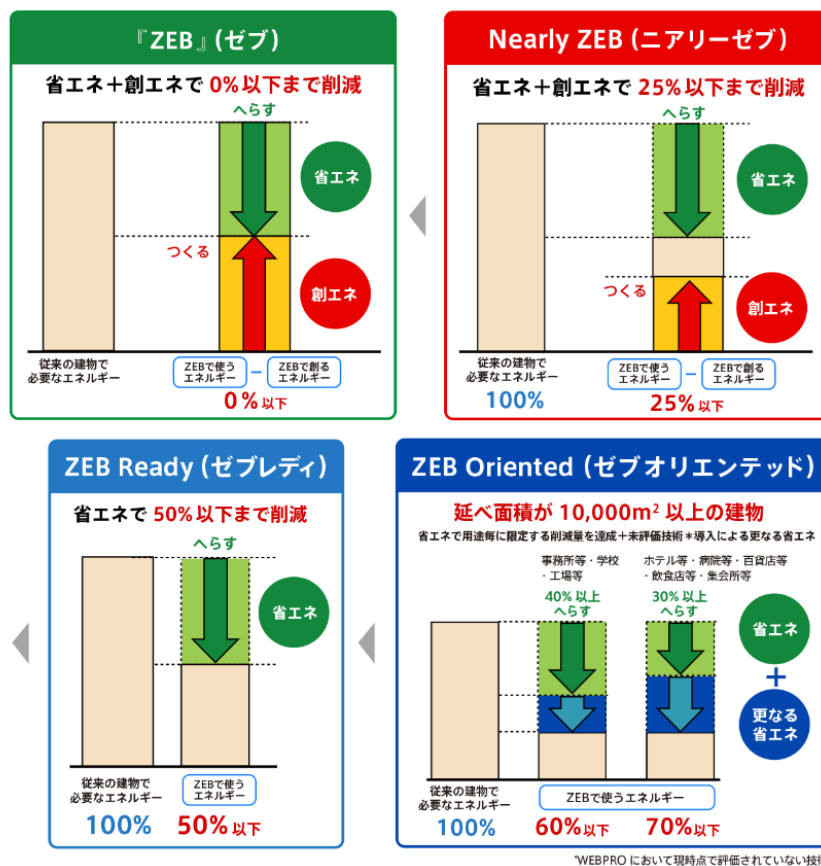


図9 ZEBの定義(出典:環境省ZEBポータルサイト)

[※16] グリーン購入法

持続可能な社会を実現するため、国や公的機関が率先して環境に配慮した物品調達を推進することを定めた法律です。

[※17] 環境配慮契約法

国や公的機関が温室効果ガス排出など環境に配慮した契約をすることを定めた法律です。グリーン購入法の対象は「物品」ですが、環境配慮契約法は「契約」を対象にしています。

[※18] バイオマスプラスチック

植物などの再生可能な原料から作られる「バイオマスプラスチック」と微生物等の働きで最終的に二酸化炭素と水にまで分解する「生分解性プラスチック」の総称です。

[※19]「ボトル to ボトル」 水平リサイクル

使用済みペットボトルを新たなペットボトルに再生することです。

小松島市とサントリーグループは、2023年3月24日に協定を締結し、2023年度より、ボトル to ボトル水平リサイクルに関して協働で取り組むこととしました。

この「ボトル to ボトル」 水平リサイクルは、資源を繰り返し利用することが可能であり、新たな石油由来原料からのペットボトル製造に比べ、製造過程におけるCO₂排出量を削減できます。本協定により、小松島市から資源物として排出されたペットボトルは、「サントリー製飲料ペットボトル」として再生して流通することになります。